

宇佐市空き家バンク成約促進事業補助金交付要綱

平成27年3月26日

要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の所有者及び入居するUIターン者が安心して賃貸借契約できるよう宅地建物取引業者の仲介業務を支援することにより、空き家の登録促進及び空き家の有効活用による定住促進を図ることを目的として、宅地建物取引業者の仲介業務に要する経費の一部を補助する宇佐市空き家バンク成約促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 宇佐市空き家情報提供事業（以下「空き家情報提供事業」という。）に登録した物件をいう。
- (2) UIターン者 現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有して1年経過しない者で、空き家情報提供事業の利用希望者登録しているものをいう。
- (3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3項に規定するものをいう。
- (4) 仲介手数料 宅地建物取引業法第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事務所を有する宅地建物取引業者とする。

(補助対象経費及び補助金の算定等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅地建物取引業者がUIターン者の入居する空き家の賃貸借において受領した仲介手数料が50,000円に満たない場合にその差額を助成するものとする。ただし、1,000未満の端数は、これを切り捨てる。

2 補助金は、同一の空き家に対して1回に限り交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宇佐市空き家バンク成約促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に契約書（写）を添えて市長に交付申請をしなければ

ならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付したときは、宇佐市空き家バンク成約促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、UIターン者が空き家に入居し、住民票を異動したことを確認した後、宇佐市空き家バンク成約促進事業補助金交付請求書（様式第3号）に仲介手数料領収書（写）及び決定通知書（写）を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。